参考１

代行届出（報告）に関する覚書

　　　農　家　名　　（以下「甲」という。）と　　届出（報告）団体名　　　（以下「乙」という。）は、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（平成１５年法律第７２号。以下「法」という。）に基づく牛個体情報の独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）への届出（報告）を、乙が甲の依頼により行う（以下「代行届出（報告）」）ことについて次のとおり覚書を締結する。

（目　的）

1. 法に基づく牛個体情報の甲からセンターへの届出（報告）を円滑に実

施するため、本覚書による甲が乙に依頼して行う代行届出（報告）について定める。

（対象情報）

第２条　法に基づき届出（報告）する次の牛個体情報を代行届出（報告）の対象とする。

　　　１　出生届出（報告）

　　　２　異動届出（報告）（転入、転出、死亡）

　　　３　耳標再発行請求

＊ＩＤ連携システムの代行届出（報告）の場合は２の異動届出（報告）（転出）のみ。

（代行届出（報告）の方法）

第３条　甲乙双方の協力のもと、甲が乙に送付（又は持参等）する牛個体情報に基づき、次の方法により代行届出（報告）を実施する。

　　　一　甲から乙への牛個体情報の送付

　　　　　　甲は、牛個体情報を報告カードに記入し、郵送・ＦＡＸ・託送・持参により行う。なお、甲は、送付した報告カードの原本を整理保管する。

　　　二　乙による代行届出（報告）

　　　　　　乙は、甲から送付の牛個体情報を牛個体識別全国データベース（以下「全国データベース」という。）の登録内容を参考に精査し、必要により甲への内容確認を経て、家畜個体識別届出（報告）システム（以下「届出（報告）システム」という。）を利用してデータを入力し、センターへ届出（報告）する。

　　　　　　入力した報告カードは、甲専用のフォルダーに綴じて保管する。

（牛個体情報の確認）

第４条　乙は、全国データベースに登録された個体識別番号がセンターから通知され次第、その内容を確認のうえ入力した報告カードに「登録済み」を記入して保管する。また、甲へ登録された旨を通知する。

　２　　乙は、センターへ送付後７日後以内に、個体識別番号の通知がない場合は、センターへ照会のうえ、迅速な措置を求める。なお、照会に際しては、送付

年月日、送付方法、個体識別番号及び届出（報告）内容について、メールもしくは電話にて問い合わせすること。

　３　　乙は、センターから牛個体情報に関する問い合わせがあった場合、速やかに調査のうえ回答する。

（乙の遵守事項）

1. 乙は、代行届出（報告）するに当たり、次のことを遵守しなければならない。

　　　一　法に基づく届出（報告）以外に利用しないこと。

　　　二　甲の財産やプライバシーを侵害する行為を行わないこと。

　　　三　国内外のネットワークの規則に反する行為や法令に違反又は違反するおそれのある行為を行わないこと。

　　　四　甲の依頼に基づき代行届出（報告）を行うこと。

　　　五　センターよりパスワードが発行された場合、その使用と管理について自ら責任を持つこと。

（代行届出（報告）内容の変更等）

第６条　法に基づく牛個体情報の届出（報告）に関する改正等により、代行届出（報告）内容を変更する場合、甲乙協議のうえ決定するものとする。

　　２　乙は、コンピュータ又は通信回線等の障害、保守作業、その他やむを得ない事由により、代行届出（報告）の中断、遅延、又は中止することがある。

（実施期間）

第７条　代行届出（報告）の実施期間は、　　　 年　 月 　日から　　　 年 　月 　日までとする。

　　　　ただし、期間満了前３ヶ月までに、甲・乙いずれかによる終了の申し入れのない場合には、本覚書はさらに１ヵ年自動的に更新されるものとし、その後も同様とする。

一　乙は、法の終了その他やむを得ない事由により、代行届出（報告）を終了できるものとし、その場合には書面により甲に申し入れるものとする。

（免責事項）

1. 乙は、代行届出（報告）により又は代行届出（報告）できなかったことにより生じた甲又は第三者の損害に対して、いかなる責任も負わないものとする。

（損害賠償）

第９条　甲が不正若しくは違法な行為によって乙に損害を与えた場合には、乙は甲に対して損害を請求できるものとする。

（協　議）

第10条　甲並びに乙は、誠実にこの覚書を履行するものとし、この覚書に定めの

ない事項又はこの覚書の履行に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ速やかに解決を図るものとする。

　　年　　月　　日

甲　　（住　所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（農家名）　　　　　　　　　印

乙　　（住　所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（団体名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（代表者　職・氏名）　　　　印

参考２

代行届出（報告）依頼書

　年　　月　　日

○○農協（△△協会等）

組合長（会長等）○○　○○　殿

依頼者氏名又は名称　　　　　　　　　印

住　　　所

電話番号

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（平成１５年法律第７２号。以下「法」という。）に基づく牛個体情報の届出（報告）について、　　○年○月○日から　　○年○月○日まで、貴農協（協会）に代行していただくことを依頼します。

代行届出（報告）依頼引受書

　　年　　月　　日

○○　○○　殿

○○農協（△△協会等）

組合長（会長等）　　　　　　　　　印

住　　　所

電話番号

○年○月○日付けにて依頼された代行届出（報告）依頼を引き受け、　○年○月○日から　　○年○月○日まで代行届出（報告）を行います。

　また、依頼された代行届出（報告）についてはその都度結果を報告いたします。

（正副２部用意し、依頼者側と代行届出（報告）者側で保存をする。）